



県章

# 滋賀県公報

令和6年(2024年)  
3月26日  
号外(2)  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 条 例

- ※滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 8
- ※滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 8
- ※滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 9
- ※滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 13
- ※滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(行政経営推進課) ... 13
- ※滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(人事課) ..... 14
- ※滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 15
- ※滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 16
- ※滋賀県応援基金条例の一部を改正する条例(行政経営推進課) ..... 16
- ※滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(医療保険課) ..... 16
- ※滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例(県民活動生活課) ..... 16
- ※滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(財政課) ..... 17
- ※滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例(警察本部会計課) ..... 19
- ※滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例(財政課) ..... 19
- ※滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(DX推進課) ..... 20
- ※滋賀県住民基本台帳法施行条例および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例(市町振興課) ..... 21
- ※滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(子ども・青少年局) ..... 22
- ※滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例(医療政策課) ..... 25
- ※滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例(障害福祉課) ..... 25
- ※滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例(中小企業支援課) ..... 25
- ※近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例の一部を改正する条例(モノづくり振興課) . 26
- ※滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例(建築課) ..... 27
- ※滋賀県都市計画審議会条例の一部を改正する条例(都市計画課) ..... 30
- ※滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例(自然環境保全課) ..... 30
- ※滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例(CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課) ..... 46
- ※滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例(環境政策課) ..... 46
- ※滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(教職員課) ..... 46
- ※滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(警務課) ..... 47
- ※滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例(地域課) ..... 47

## 公布された条例のあらまし

- 滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例(条例第6号)
- 1 新たに子ども若者部を置くこととしました。(第1条関係)

- 2 子ども若者部の分掌事務を定めるとともに、健康医療福祉部の分掌事務の規定の整理を行うこととしました。(第2条関係)
- 3 その他
  - (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
- **滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例**(条例第7号)
  - 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項の規定に基づく児童相談所として日野子ども家庭相談センターを蒲生郡日野町に設置することとしました。(第12条関係)
  - 2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の施行に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第12条関係)
- 3 その他
  - (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
  - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- **滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例**(条例第8号)
  - 1 滋賀県指定管理者等選定委員会および滋賀県PFI事業者等選定委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとしました。(別表関係)
  - 2 知事の附属機関として各部に設置されていた指定管理者選定委員会等を廃止することとしました。(別表関係)
- 3 その他
  - (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
- **滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例**(条例第9号)
  - 1 知事の事務部局の職員、教育委員会の事務部局の職員、地方公営企業の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を増減員することとしました。(第2条関係)
  - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**(条例第10号)
  - 1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に基づく大規模の修繕または大規模の模様替に関する認定に係る申請の受付に係る事務を市町に移譲することとしました。(別表関係)
  - 2 森林法(昭和26年法律第249号)に基づく使用権設定に関する認可をした旨についての閲覧に係る事務を市町に移譲することとしました。(別表関係)
  - 3 鳥獣による生活環境、農林水産業および生態系に係る被害の防止の目的で行うアライグマおよびハクビシンの捕獲および殺傷の許可等に係る事務を新たに大津市および日野町に移譲することとしました。(別表関係)
- 4 その他
  - (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
  - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
  - (3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- **滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例**(条例第11号)
  - 1 新たに在宅勤務等手当を支給することとしました。(第1条から第4条まで関係)
  - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**(条例第12号)
  - 1 気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)の一部改正による条項の追加に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第37条関係)
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- **滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例**(条例第13号)
  - 1 国立大学法人法(平成15年法律第112号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(付則関係)
  - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀応援基金条例の一部を改正する条例**(条例第14号)
  - 1 滋賀応援基金は、滋賀県を応援しようとする個人または団体から受領した寄附金の適正な管理および運用を行い、これを財源として次に掲げる事業の推進を図るために設置するものとしました。(第1条関係)
    - (1) 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業とし

て行う事業

(2) (1)に掲げるもののほか、滋賀の魅力ある地域づくりに資する事業

2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第15号)

1 滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗じる割合を、10,000分の2.8(改正前 10,000分の3.5)に改めることとしました。(第2条関係)

2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例(条例第16号)

1 新たに特定非営利活動法人まちづくりスポット大津を、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として指定するとともに、平成30年12月31日まで指定を受けていた特定非営利活動法人あさがおを、再度指定することとしました。(本則関係)

2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

○ 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(条例第17号)

1 輸出される食品の衛生に関する証明書の交付の手数料を新たに設定することとしました。(第2条関係)

2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務手数料として、輸出証明書の発行の手数料および適合施設の認定の申請に対する審査の手数料を新たに設定することとしました。(第2条関係)

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)の一部改正による題名の変更に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第2条、別表第43、別表第69関係)

4 工業技術総合センター試験等手数料のうち、摩耗試験に係る手数料を削除することとしました。(別表第5関係)

5 消防法に基づく事務手数料のうち、危険物取扱者試験の手数料、危険物の取扱作業の保安に関する講習の受講料および消防設備士試験の手数料の額を改定することとしました。(別表第36関係)

6 建築基準法に基づく事務手数料について、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に基づく大規模の修繕または大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査の手数料を新たに設定することとしました。(別表第43関係)

7 高圧ガス保安法に基づく事務手数料のうち、高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査の手数料の額を改定することとしました。(別表第46関係)

8 技能検定に係る実技試験の手数料を減額する特例について、その対象者を3級に係る実技試験を受検する年齢23歳未満の者に改めるとともに、その減額する金額を9,000円(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者でない場合にあっては、4,500円)に改めることとしました。(別表第57関係)

9 その他

(1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。ただし、5は、同年5月1日から施行することとしました。

(2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第18号)

1 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作および射撃の技能に関する講習の受講料の額を改定することとしました。(別表第6関係)

2 警備業法(昭和47年法律第117号)第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付および同法第11条第3項の規定に基づく認定証の書換えの手数料を廃止することとしました。(別表第9関係)

3 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付および同法第8条第3項の規定に基づく認定証の書換えの手数料を廃止することとしました。(別表第9の2関係)

4 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)に基づく警察関係事務手数料を廃止することとしました。(別表第9の3関係)

5 その他

(1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

(2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例(条例第19号)

1 工業技術総合センター使用料の額の改定および一部の削除を行うこととしました。(別表関係)

- 2 東北部工業技術センター設備使用料の額の改定および一部の削除を行うこととしました。(別表関係)
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例**(条例第20号)
  - 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正により一定の場合に情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を提供することを可能とする規定が改められたことに伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(別表第1および別表第2関係)
  - 2 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行することとしました。
- **滋賀県住民基本台帳法施行条例および滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部を改正する条例**(条例第21号)
  - 1 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部改正
    - (1) 県は、附票本人確認情報の利用および提供に関し、附票本人確認情報の安全確保のために必要な対策を策定し、およびこれを実施するものとしました。(第1条による改正後の第2条関係)
    - (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報を利用することができる事務を定めることとしました。(第1条による改正後の第3条関係)
    - (3) 都道府県知事保存附票本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および提供に係る事務を定めることとしました。(第1条による改正後の第4条関係)
    - (4) 知事以外の執行機関への都道府県知事保存附票本人確認情報の提供方法を定めることとしました。(第1条による改正後の第5条関係)
    - (5) 都道府県知事保存附票本人確認情報の利用および提供の状況を取りまとめ、これを公表することとしました。(第1条による改正後の第6条関係)
  - 2 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正
    - (1) 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会は、附票本人確認情報の保護に関する審議会とすることとしました。(第2条による改正後の第2条関係)
    - (2) 審議会は、知事の諮問に応じて、附票本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、およびこの事項に関して知事に建議することを担任することとしました。(第2条による改正後の第3条関係)
  - 3 その他
    - (1) この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行することとしました。
    - (2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- **滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**(条例第22号)
  - 1 婦人保護施設の名称が女性自立支援施設に変更されたことに伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(題名、本則および別表関係)
  - 2 居室の定員は、原則として1人とし、入所者が監護すべき児童を同伴する場合その他の入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、2人以上とすることができることとしました。(別表関係)
  - 3 居室の入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすることとしました。(別表関係)
  - 4 女性自立支援施設の職員およびその員数を定め、女性自立支援施設の長の任用要件を見直すこととしました。(別表関係)
  - 5 女性自立支援施設の長が入所者の自立支援等として行うべき事項を定めることとしました。(別表関係)
  - 6 女性自立支援施設における業務継続計画および安全計画の策定等について、基準を設けることとしました。(別表関係)
  - 7 その他
    - (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
    - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
    - (3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。
- **滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例**(条例第23号)

- 1 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の一部改正により、病院の従業者およびその員数の基準が改められたことに伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第5条関係)
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告の徴収に関する条例の一部を改正する条例**(条例第24号)
  - 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第1条および第2条関係)
  - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例**(条例第25号)
  - 1 中小企業の活性化の定義を見直すこととしました。(第2条関係)
  - 2 中小企業活性化施策の基本となる施策を見直すこととしました。(第8条関係)
  - 3 滋賀県ちいさな企業応援月間を10月から7月に変更することとしました。(第18条関係)
  - 4 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
- **近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する条例の一部を改正する条例**(条例第26号)
  - 1 「近江の地場産業」の定義について、工業出荷額、中小企業の数等の要件を削除し、知事が別に定めるものが行う事業をいうこととしました。(第2条関係)
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- **滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例**(条例第27号)
  - 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)における耐火建築物の定義が改められたことに伴い、所要の規定の整理を行うこととしました。(第20条、第22条、第32条、第36条の5関係)
  - 2 既存不適格建築物について一定の範囲内で増築等をする場合等においては、一部の規定を適用しないこととしました。(第36条の3関係)
  - 3 その他
    - (1) この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
    - (2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- **滋賀県都市計画審議会条例の一部を改正する条例**(条例第28号)
  - 1 滋賀県都市計画審議会の委員の総数を25人以内から30人以内に改めるとともに、学識経験のある者のうちから任命される委員の数を8人以内から13人以内に改めることとしました。(第2条関係)
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- **滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例**(条例第29号)
  - 1 条例の目的に生物の多様性の確保に寄与することを追加することとしました。(第1条関係)
  - 2 知事は、公園事業の執行の認可を受けた者に対して、改善命令、原状回復命令等、報告徴収および立入検査を行うことができることとしました。(第13条、第17条および第23条関係)
  - 3 利用拠点の質の向上のための協議会の設置、協議会が作成した利用拠点整備改善計画の認定、認定を受けた同計画に係る利用拠点整備改善事業についての公園事業に関する特例等を定めることとしました。(第18条、第19条および第22条関係)
  - 4 県立自然公園の特別地域において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷、当該区域が本来の生息地でない動物の放出等を追加することとしました。(第24条関係)
  - 5 利用調整地区の区域内への立入りについて、一定の要件に適合する者が代表して立入りの認定を受けることができることとしました。(第26条関係)
  - 6 県立公園の特別地域または集団施設地区内における利用のための規制の対象行為に、野生動物に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を追加することとしました。(第38条関係)
  - 7 県は、知事が作成した生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うとともに、県以外の者についても、知事の確認または認定を受けて同事業を行うことができることとし、同事業として行う行為については特別地域における行為に係る許可等を要しないこととしました。(第39条および第40条関係)
  - 8 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置、協議会が作成した自然体験活動促進計画の認定、認定を受けた同計画に係る自然体験活動促進事業に関する特例を定めることとしました。(第43条および第44条関係)
  - 9 公園管理団体として指定する法人が行う業務を見直すこととしました。(第55条関係)
  - 10 公園事業の執行に関する規定についての罰則の追加、県立公園の特別地域における許可を要する行為に係る罰則

の引上げ等を行うこととしました。(第69条、第70条、第72条、第73条および第75条関係)

11 その他

- (1) この条例は、令和6年7月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行の関し必要な経過措置を定めることとしました。
- (3) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
- (4) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例(条例第30号)

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の一部改正による題名の変更に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第34条関係)
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例(条例第31号)

- 1 市町から地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた者が、当該地域脱炭素化促進事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備については、環境影響評価方法書の作成前の手続に係る規定を適用しないこととしました。(第53条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- 3 この条例の施行の関し必要な経過措置を定めることとしました。

○ 滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(条例第32号)

- 1 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり改定することとしました。(第2条関係)

区 分		令和5年度	令和6年度	増減
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	校長および教員	4,976人	4,934人	△42人
	養護教員	234人	235人	1人
	栄養教諭および学校栄養職員	53人	53人	0人
	事務職員	267人	269人	2人
	計	5,530人	5,491人	△39人
中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)	校長および教員	2,814人	2,845人	31人
	養護教員	107人	105人	△2人
	栄養教諭および学校栄養職員	20人	21人	1人
	事務職員	124人	124人	0人
	計	3,065人	3,095人	30人
計	校長および教員	7,790人	7,779人	△11人
	養護教員	341人	340人	△1人
	栄養教諭および学校栄養職員	73人	74人	1人
	事務職員	391人	393人	2人
	合計	8,595人	8,586人	△9人

- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(条例第33号)

- 1 本県の地方警察職員たる警察官の定員を増員することとしました。(第1条関係)
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。
- 3 その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例(条例第34号)

- 1 何人も、酒気を帯びた状態で船舶を操船してはならないこととしました。(第8条の2関係)
- 2 何人も、1の場合のほか、薬物の影響その他の理由により、正常な操船ができないおそれがある状態で船舶を操船してはならないこととしました。(第8条の2関係)
- 3 警察官は、船舶に乗船し、または乗船しようとしている者が1に違反して船舶を操船するおそれがあると認められるときは、4による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができることとしました。(第8条の3関係)
- 4 警察官は、3の検査を行った場合において、当該船舶の操船者が1に違反して船舶を操船するおそれがあるときは、その者が正常な操船ができる状態になるまで船舶の操船をしてはならない旨を指示する等水上交通の安全を確保し、または事故を防止するため必要な応急の措置を執ることができることとしました。(第8条の3関係)

- 5 遊興船舶等を設けて人に利用させる者は、水上交通の安全のため、操船しようとする者が酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態であると認められるときは、遊興船舶等を貸し出さないとの措置を執らなければならないこととしました。(第16条関係)
- 6 遊興に供する船舶を保管するための施設または設備を設け、業として人に利用させようとする者は、水上交通の安全のため、操船しようとする者に対し、酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態で操船しないよう指導するとの措置を執るよう努めなければならないこととしました。(第16条の2関係)
- 7 次のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとしました。(第25条関係)
  - (1) 1に違反して船舶を操船した者で、酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態をいう。)にあったもの
  - (2) 2に違反して船舶を操船した者
- 8 1に違反して船舶(動力船に限る。)を操船した者で、身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったものは、3月以下の懲役または30万円以下の罰金に処することとしました。(第25条関係)
- 9 3による警察官の検査を拒み、または妨げた者は、20万円以下の罰金に処することとしました。(第25条関係)
- 10 その他
  - (1) この条例は、令和6年7月1日から施行することとしました。
  - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
  - (3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

